

意見案第5号

安全・安心の医療・介護の実現と労働環境の改善に関する意見書

我が国の医療・介護は、今日まで医師・看護職を初めとする多くの医療・介護従事者の懸命な努力で支えられてきた。

しかし、高齢化の進展による医療需要の増大はもとより、医療の高度化や患者ニーズの多様化等により、長時間労働や休息もできない短い勤務間隔、介護施設などでの1人夜勤など、労働者の健康だけでなく、患者・利用者の安全と安心が十分に確保されていない状況が依然あり、また、近年、雇用情勢の改善に伴い労働市場における求人倍率が上昇する中において、特に医療・介護従事者の求人倍率は平均を大きく上回り、深刻な人手不足の事態も発生している。

国は、平成26年10月に医療従事者の勤務環境の改善等に関する通知を発出し、病院または診療所の主体的な取り組みを通じて、ワーク・ライフ・バランスなどの幅広い観点を視野に入れた勤務環境の改善や都道府県において、医療勤務環境改善支援センターの設置に努めるよう周知しているほか、一億総活躍社会の実現に向けて、働き方改革を通じた「介護離職ゼロ」を掲げながら介護施設等の整備とあわせ、必要な人材確保についても就業促進や離職の防止、生産性の向上などに総合的に取り組むこととしている。

医療及び介護従事者の十分な確保とともに、働き方改革を推進するため、夜勤交替制勤務を行う看護職及び介護従事者などの一人一人のワーク・ライフ・バランスに配慮した労働環境の改善は喫緊の課題であり、十分な勤務間インターバルの確保や夜勤回数の縮減、介護施設などにおける夜勤体制の見直しなどが求められているところである。

よって、国においては、医療・介護提供体制の改善を図り、国民が安全・安心の医療・介護を受けることができる社会を実現するため、次の事項について、実施するよう強く要望する。

記

- 1 医師、看護職及び介護従事者などの夜勤交替制労働における労働環境の改善に向けた労使等の合意形成が円滑に図られる取り組みを推進すること。
 - 2 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師、看護職及び介護従事者などの十分な確保策を講ずること。また、介護従事者全体のさらなる処遇改善を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

各通

北海道議会議長 大谷 亨